

豊浦町短期入所療養介護事業所重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) サービスの種類

短期入所療養介護サービス及び短期入所療養介護予防サービス
平成12年4月20日指定（室保保第576号）

(2) 施設の目的

豊浦町短期入所療養介護事業所は、介護保険法令等に従い、ご契約者（利用者）が施設において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。

(3) 運営の方針

要介護及び要支援の老人等の介護者に代わって、一時的にその者に対して、医学的管理下における介護、機能訓練等のサービスを提供するものとし、管理運営に当たっては、関係法令の精神及び基準に基づき、老人の康増進と福祉の向上に資するよう努めます。

(4) 事業所の名称 豊浦町短期入所療養介護事業所

(5) 所在地 虻田郡豊浦町字東雲町16番地1 豊浦町総合保健福祉施設 やまびこ内

(6) 電話番号 0142-83-2408

(7) 代表者氏名 豊浦町長 村井 洋一

(8) 管理者氏名 能登屋 久志

(9) 開設年月 短期入所療養介護サービス 平成12年5月1日 介護予防短期入所療養介護サービス 平成19年2月1日

2 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して短期入所療養介護サービス又は介護予防短期入所療養介護サービス（以下「短期入所療養介護等」という）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	摘 要
1 施設長	1人		0.1人	医師兼務
2 医師	1人		0.4人	
3 薬剤師	1人		0.3人	
4 看護職員	5人		5.0人	
5 介護職員	12人		10.6人	介護福祉士9名
6 支援相談員	1人		0.5人	
7 理学療法士	1人		1.0人	

8 管理栄養士	1人		0.7人	
9 介護支援専門員	1人		0.9人	
10 調理員	1人	1人	1.2人	
11 清掃兼介護助手	2人		2.0人	
12 清掃員		1人	0.5人	
13 事務員	4人		0.4人	

3 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

利用者に対して必要な医療、身体の機能の維持回復のための訓練及びその他日常生活上必要な介護を行うほか、生きがいを助長するために、娯楽及びレクリエーション等の行事を行うものとします。

(2) 利用料金

当事業所の利用料の額は、厚生大臣が定める基準による額の各利用者の負担割合とするとともに、その他の利用料は別表のとおりとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。

4 守秘義務

- (1) 事業所及び事業所の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を口外しないようにする義務を負います。

これは事業所を退職した職員であっても、同様の義務が生じることになります。

- (2) ただし、円滑な介護体制を確立するために必要な、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが行うサービス担当者会議や他事業所間との連携のために必要な事柄について、情報を提供することの承認は、本書により承認を得るものといたします。

5 サービスに関する苦情処理

当事業所が行う短期入所療養介護サービス等についてのご相談、苦情を次の窓口で承ります。

ご相談窓口	担当者：大内 祐 樹 電 話：0142-83-2408 FAX：83-2477
当事業所以外に、町役場、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。	
1 豊浦町総合保健福祉施設保険福祉係 0142-83-2408 (代表)	
2 北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161 (苦情処理担当)	

短期入所療養介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

豊浦町短期入所療養介護事業所

説明者職氏名

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けその内容に同意しました。

利用者住所

氏名

印

(必要に応じ、下記についてご家族様等のご署名をお願いいたします。)

利用者との続柄

氏名

印